

令和2年度（2020年度）第3回吹田市入札等監視委員会 議事録

- 1 開催日時 令和2年11月5日（木）午後1時30分から午後5時10分まで
- 2 場 所 吹田市役所 低層棟3階 入札室
- 3 出席委員 （委員長） 中村 哲
（委員） 高橋 明男
（委員） 梶 哲教

4 会議の概要

契約候補者を選定する際にプロポーザル方式の実施を予定している次の案件について、その実施の適否について、担当者同席のうえ、審議を行った

案件	案件名
1	消防指令システム調達支援業務
2	吹田市情報発信プラザ運営業務
3	ホームページ管理システム（CMS）更新及びホームページリニューアル業務
4	C I O補佐業務
5	園運営システム構築業務
6	吹田市下水道管路施設 改築工事PPPに係る情報整備等支援業務
7	英語指導助手派遣業務（令和2年度プロポーザル実施分）
8	英語指導助手派遣業務（令和3年度プロポーザル実施分）

5 議事録

○事務局

それでは、ただいまから令和2年度第3回入札等監視委員会を開催いたします。本日の議題は予定価格が1,000万円以上の業務等の契約におけるプロポーザル方式実施の適否についての審議でございます。中村委員長、議事進行をお願いいたします。

○中村委員長

まず始めに、本日は全委員が出席しておりますので、委員会規則第5条第2項の規定により本委員会は成立しておりますことを報告させていただきます。 それでは、プロポーザル方式実施の適否の審議を始めます。

【案件1】消防指令システム調達支援業務

○中村委員長

事前に委員からの聴取事項に対して説明をいただいておりますが、補足することがあれば説明をお願いします。

○指令情報室 説明

○梶委員

コンサルに委託することとプロポーザル方式を採用することは問題ないと思うのですが、実績がある業者が7者程度、応募が見込まれるのは3者から5者程度で、管轄人口100万人以上の事例4地域のうち無線機器のメーカーが異なる組み合わせの例はないという説明がありました。実際、3者から5者の応募が期待できるのかが不安に感じます。その点について説明をお願いします。

○指令情報室

一定の共同運用をしたことがある、あるいは一定規模以上の政令指定都市での実績でラインを引くと7者程度になります。消防システムはある程度限られた業種になりますので、元々業者の数は限られています。今後我々のように共同運用で違うメーカーの無線を一緒にしていかなければならないという課題があり、コンサル業者も研究をしています。我々も勉強をしています。コンサル業者の力を借りながら乗り越えていかなければならないと考えています。

○高橋委員

無線機器のメーカーが異なる組み合わせで、しかも人口規模が100万人を超え、これまでに例があまりないので仕様書を作成する段階でもコンサルの力を借りたいということは理解できるのですが、次のシステムの調達もプロポーザル方式を考えておられるのですね。今回の業務の特殊性は、現在3つある指令センターを1つに統合する過程で、2つの異なるメーカーの無線機器の使用に分かれていることが問題だということですよ。そうであれば、それをうまく統合する仕組みを提案してくださいということを仕様書に書いて、最初から調達をプロポーザルで臨むという方法もあると思います。なぜもう一段階、プロポーザルをしないといけないのかを説明してください。

○指令情報室

10年単位でシステムを更新しており、我々も一定のノウハウは持っていますので、今の状態で更新するのであればそれは可能であると思います。5市でそれぞれ運用の方法が様々で、それを一定の期間で統一すること自体がそもそも難しいことです。もう1つは無線で違うメーカーを繋いでいかなければならないという所です。国でデジタル無線を繋ぐための共通仕様書を作成しようとしています。結論はまだ出ていない状況で、雲を掴むようなところがあります。我々だけで仕様書を固めるのは難しいという結論です。

○高橋委員

仕様書の詳細を固めるのは難しいと思いますが、現在のシステムの状況を明らかにした上で、これを統合的に運用するシステムを今回提案してくださいという形で実施することもできるのではないかと思います。なぜ一段階コンサルを入れる必要があるのですか。

○指令情報室

まず大前提として、各市統一した消防活動を行うのではなく、119番を受けて指令を出すというのは同じ行為ですが、そこから先の活動は5市で方法が異なります。そこでかなり膨大な量の調整が必要です。フル稼働で絶対に止められない、命に係わるシステムであるという点で一般的なシステムとは違うものと認識しています。確実性を大事にした中で高度なものを作り上げていく必要がありますので、コンサルの力を借りながら進めていくことに重要性を感じています。

○高橋委員

慎重に進めていかなければならないということはよくわかりましたが、適切に運用できるコンサルを選ぶというやり方でできると私は思います。それではうまくいかない可能性がゼロではないので慎

重を期したいということですか。

○指令情報室

まず5市で検討していく中で、コンサルを入れるかどうかの議論はありました。そこからスタートしましたが、これから調整していかなければならない事柄を考えると、コンサルを入れて調整を図らなければ無理であろうというのが結論です。したことがないからコンサルに頼むということではなく、ずっとやってきてわかっている中で、今回は絶対に必要だというのが5市の総意です。

○高橋委員

本当にコンサルの方がよくわかっているのか疑問に感じます。コンサルに寄り掛かるというよりはコンサルと一緒に良い方向を目指していくということで、普通のプロポーザルよりは発注者側の方が優位であるプロポーザルだという感じがします。背景としてはよくわかりましたので結構です。

○中村委員長

想定しているコンサル業者は消防指令システムの設計ができる業者なのですか。

○指令情報室

過去に消防の指令システムを共同運用したことがある、又はある一定規模以上の政令指定都市の消防指令システムの設計の経験がある業者を考えています。

○中村委員長

ヒアリングを受けるのは選定委員会と評価部会のどちらですか。

○指令情報室

プレゼンによる評価は選定委員会で行います。評価部会は企画提案書や実績などの書類審査を行います。

○中村委員長

選定委員には評価を適切に行うことができる人が入っていると考えてよいですか。

○指令情報室

事前に客観的に判断ができるような評価基準を設ける必要があると考えていますし、評価部会は点数をつけ、かつ、意見を添えて選定委員会へ提出しますので評価部会の評価とコメントを見て評価を行うこととなります。

○中村委員長

選定委員はそれなりの方が選ばれるのでしょうから問題はないと思いますが、今回はかなり細かい専門的なことが中心となると思われますので選定委員会の方も専門的な知識が必要です。その専門的な知識の補充が評価部会だけで足りるのでしょうか。ヒアリングの際に直ちに直接聞けるような補助者があったほうがより適切な形で選定ができるのではないかと思うのですが、その辺はどのように考えていますか。

○指令情報室

選定委員につきましては、消防から2名、その他3名の合計5名を予定しています。1人はセンター長で熟知しており、消防職員が2名おりますので評価は適切にできると考えています。評価部会でも提案書類の書類審査を重視することで調整していきたいと考えています。

○中村委員長

それでは、この案件については、プロポーザル方式での実施が適しているものと判断します。

【案件2】吹田市情報発信プラザ運営業務

○中村委員長

事前に委員からの聴取事項に対して説明をいただいておりますが、補足することがあれば説明をお願いします。

○シティプロモーション推進室 説明

○高橋委員

現在の運営組織は吹田市の外郭団体ですか。

○シティプロモーション推進室

吹田市と一緒に立ち上げましたが、一般社団法人として自身で運営をしている団体です。

○高橋委員

今の法人でも様々な活動がされているようですが、画一的な情報発信となっているという説明がありました。なぜ画一的となっていて、どのような形で発展させてほしいのか説明をお願いします。

○シティプロモーション推進室

現在の法人は何もないところから1からのスタートで、鉄道会社や万博、ガンバ大阪など関係者の方と連携を取りながら取り組んでいただきました。情報発信プラザができてから5年が経ちますと、どうしても同じことを繰り返してしまうというところがあり、画一的という表現をしたところですが、コロナウイルスの影響によって、皆さんが今、近隣に目を向けているという状況にあり、カフェや雑貨店といった吹田にある様々な店の情報の発信も今後必要であると考えています。もう少し色々な方と連携をしていただきたいという話は重ねてきたのですが、なかなか伸び悩んでいるという状況で新たな事業者を選んでいきたいということになりました。

○高橋委員

この場所は公の施設ではないのですか。

○シティプロモーション推進室

公の場所ではありません。

○高橋委員

指定管理は難しいということですね。今の法人ではなかなか限界がありそうだということですが、今回のプロポーザルに現在の法人が応募することもできるわけですね。

○シティプロモーション推進室

話し合いを続けた結果、こちらの団体は解散に向けて活動を休止されることになっています。そのような事情もありますが、もし解散がなくてもこちらの団体も入れた上でプロポーザルを実施していかなければならないと考えていたタイミングで今後は休止するという方針になりました。

○梶委員

首だけをすり替えればそれだけでうまくいくということではないと思います。今後は業者の実績に加えて市とのコミュニケーションを含めて審査、評価の対象となるということがプロポーザルの趣旨だと理解してよいですか。

○シティプロモーション推進室

業者の発想だけではなくて、市との調整を行ったうえでよりよい施設運営としていきたいと考えています。

○梶委員

情報発信について、市民からの意見を聞くチャンネルは何かありますか。

○シティプロモーション推進室

10月下旬からアンケート調査を行っていて、市民からの意見を聞いているところです。今後の体制やどういった魅力が市民に響くものを調査しています。

○梶委員

そもそも市民に情報発信の場が見えているのか、市民がどういう情報を求めているのか、その辺を把握することなく活動の改善はあまり期待ができないのではないかという気がします。その点について考えている所があれば補足をお願いします。

○シティプロモーション推進室

立地的な条件から言えば、市民に限らず広い地域から訪れていただくことができる場所ですので、吹田市民以外のエキスポシティへ来た方に立ち寄っていただいて、吹田市の魅力を受け取っていただくことも狙いとしています。そのような視点でも情報発信をしていきたいと考えています。

○中村委員長

地方公共団体の情報発信の施設は非常に大事だと思います。各自治体でこのような取り組みをされていて、その情報を吹田市でも集めておられると思いますが、吹田市が情報プラザに求める意図は先ほど説明していただいたとおりですし、各地のより優れた施設の情報を見ていくと、仕様書を作成して競争入札という方法もあるのではないのでしょうか。プロポーザルでなければならぬ理由を説明していただきたいのですが。

○シティプロモーション推進室

他市では池田市で観光案内所をプロポーザルで公募していて、和泉市でも観光センターをプロポーザルで公募しています。各市それぞれの特性がありますので、他市で行っている内容が吹田市に合うのかはやってみないとわからないところがあります。今は現在の法人と一緒に取り組んでいます、市としての枠組みにとらわれてしまうところがあります。例えばどのような展示をするかというところでも、市では考えつかないことがあったり、「飾る」ということにしてもデザイン性といった専門的な知識が少ない面があります。提案して見せていただかなければわからないところがありますので、仕様書に表現することは難しいと考えています。

○シティプロモーション推進室

この施設は70㎡ほどですが、そのエリアだけではなくエキスポシティにある円形の大きな広場やイベント広場も年2回使用できることになっています。そこでの色々な形での情報発信が可能で、かなり幅広く使うことができますので、その2つの会場も含めて提案をいただけるようなプロポーザルを実施したいと考えています。

○高橋委員

そもそも運営母体が無くなってしまったのだったら直営ではできないでしょうから、プロポーザルというのはよくわかります。せっきくの好立地で集客力もありますから、いろいろ工夫のしどころがあると思います。

○中村委員長

それでは、この案件については、プロポーザル方式での実施が適しているものと判断します。

【案件3】ホームページ管理システム（CMS）更新及びホームページリニューアル業務

○中村委員長

事前に委員からの聴取事項に対して説明をいただいておりますが、補足することがあれば説明をお願いします。

○広報課 説明

○高橋委員

現在の業者はどのような形で契約されているのですか。

○広報課

現在は毎年随意契約で保守契約を締結しています。現在のシステムの導入当初は情報政策室が所管しており、庁内の職員が使用するイントラの管理システムと合わせて入札を行いました。そこからホームページの管理システムの保守だけを広報課に移管して現在に至ります。

○高橋委員

今まではずっと同じ業者で随意契約を更新してきたわけですね。現在の業者に対して、今回のプロポーザルの目的としているところを実施してもらうのではなく新しいシステムに移行する方がよいということですか。

○広報課

現在のシステムを継続して使用することも検討しましたが、現在はイベントカレンダーやオープンデータ管理機能などがないシステムです。自治体向けにホームページの管理システムを提供している業者は数多くありますが、そこは標準的に吹田市が必要とする機能を持っています。色々な業者に目を向けて一番ふさわしいシステムを選ぶために今回プロポーザルを考えているところです。

○高橋委員

今の業者も含めて新しいシステムを提案してくださいということですね。

○広報課

そのとおりです。

○高橋委員

他市の例で国のアクセシビリティ J I S の達成基準を満たしているとの説明がありますが、これはどのようなものでそれを満たしている自治体がどれぐらいあるのか説明してください。

○広報課

総務省が J I S 規格を定めていて、例えば、通常はホームページを目で見て閲覧しますが視覚障がいの方は文字のデータを音声で読み上げて聞き取りながら情報を得るという操作をされます。それに対応するためには、見出しを入れてその下に本文を置くとか、画像を入れた場合はその画像を補うためのデータを入れなければならないといった、障がいがある方も支障なく情報が取得できるように配慮する必要があり、その要件を J I S 規格で定めています。システムによっては入力を強制されるものもあり、入力しなければ公開できないような制限がかけられているものもあります。J I S 規格は要件が厳しく、制定されたのは 2010 年頃ですが、まだまだ全国の自治体はそれを達成できるように努力しているところです。

○高橋委員

今回の仕様書では J I S 規格の達成まで入れるのですか。

○広報課

入れたいと思っています。リニューアルの際にアクセシビリティ試験をあわせて行い、既存のシステム内容を新しいシステムへ移行する時に基準に合致するよう体裁を整えていただいて、試験をクリアできるページに変えるという業務内容にしたいと考えています。

○高橋委員

J I S規格は日本語を母国語としない人への対応も含んでいるのですか。

○広報課

言語の表現に関してはJ I S規格の中には具体的なものはありませんが、J I S規格を守ることによって翻訳機が正しく翻訳し、結果として外国語の方にもページが読み取りやすくなるという効果はあります。

○高橋委員

英語版や中国版などの外国語版を作るところまでは仕様書には入れないのですか。

○広報課

リニューアルに際して中身のコンテンツまで改良することは考えていません。ページの整理や階層構造の問題点を提案していただいてそれを直すための改善提案は含めますが、そこに外国語のページを作るというような話はリニューアルの中で進めるのではなくて個別に広報課と各担当課との調整の中で充実させていきます。

○高橋委員

すべてのページに対応する必要はないと思いますが、特に災害対応などの情報に関してはあった方がよいと思います。せっかくプロポーザルをするのであればその辺も仕様書に入れることができないか検討された方がよいと思います。

○梶委員

プロポーザル方式を実施することに関して特に問題はないと思います。ただ、市民から色々な意見が随時あるかと思うので、その意見がホームページに速やかに的確に反映されるようなシステムがホームページの管理に組み込まれることを期待します。

○広報課

ミニアンケート機能を標準的に実装しているシステムを数多く確認しており、その機能は入れていきたいと考えています。閲覧された方の「読んでみてわかりにくかった」とか、「こんな情報が欲しかった」といった声をすぐにフィードバックすることができますので、それを蓄積してページの改善につなげていきたいと考えています。

○中村委員長

私の方からはプロポーザルは妥当だと考えますので特に質問はありません。

それでは、この案件については、プロポーザル方式での実施が適しているものと判断します。外国人の方を想定した対応については、外国人の方の人権や知る権利とか生活状況を踏まえるとあった方がよいのは間違いありませんが、どこまで対応できるかは市としての判断が必要かと思うので、その辺を踏まえた上で検討していただけたらと思います。

【案件4】CIO補佐業務

○中村委員長

事前に委員からの聴取事項に対して説明をいただいておりますが、補足することがあれば説明をお願いします。

○情報政策室 説明

○中村委員長

プロポーザルを採用する必要性をもう少し具体的に説明してください。

○情報政策室

一番大きな理由としては我々が持っていないノウハウを提供していただくということです。我々は情報システムの専門部署ですので一定の知見は持っていますが、ITの世界は動きが激しいということがあります。今回のコロナウイルスの影響でも、市民ニーズが急激に変わってきたり、他市でこのようなことをしているとか、民間ではこんなことをしているといった情報を我々だけでは掴みにくい部分がありますので例えば国とのパイプを持ったコンサルに支援していただくことが必要となります。我々であらかじめ支援してほしい内容を明確に仕様として提示し、提示に対して成果をいただくというようなことになじみにくいため、それぞれのコンサルの強みを活かした提案をしていただいた上で業者を決定したいと考えているところです。

○高橋委員

今まで延べ3者と契約をされていますが、これまでの契約方式はどのようなものですか。

○情報政策室

すべてプロポーザル方式です。

○高橋委員

吹田市自身の専門力を高めるという観点で、今年度から一般事務職に情報コースを新設したり、CIO補佐官の採用を検討しているとのことですが、将来のCIO補佐官と今回のプロポーザルの選定業者との役割分担はどうなるのですか。

○情報政策室

CIO補佐官については導入できるかどうかの検討をしているところで、役割分担を明確には描けていないのですが、仮にCIO補佐官を採用した場合は、市として強い立場で直接CIOを補佐する仕事をしていただくことになるかと思えます。今回の業務ではICT政策を進めていく上での後方支援の位置付けとなります。責任の持ち方に大きな違いが出てくると認識しています。

○梶委員

CIO補佐官が設置されたとしたらCIO補佐業務は必要がなくなるのですか。

○情報政策室

完全に取って代わることができるものではないと考えています。責任の持ち方や後方支援という立場の違いもあります。今回のCIO補佐業務に我々が期待することは、専門的な知見を持った中で施策を実現するためにどうしたら効果的かということをより具体的にテクニカルに行うための助言と考えていまして、そのようなことをCIO補佐官という立場で担うことは難しいと考えています。

○梶委員

平成21年度から現在まで、1者が通してではなく3者と契約したというのは、相手の業者につい

て満足できない点があったということですか。

○情報政策室

3年ごとにプロポーザルを行う中で、各回でトピックオーダーをしており、それぞれに特色がありました。例えば前々回の業者は6年間ご支援をいただいて、そのコンサルが得意としていた強みは一定カバーをすることができました。次の調達では、前回でカバーできなかった部分について開拓していくような調達の仕様となっていきますので、違う分野で強みを持っているコンサルが選定されたということです。どちらかという一定の役割を果たしていただいて、新しい分野を開拓していくにあたって新しい業者を選ぶという形で変遷してきました。

○梶委員

今後はどこに力点を置くのですか。

○情報政策室

コロナ禍を受けて、できるだけ来庁しない仕組みのニーズが高まってきています。また、国でもデジタル庁や行政改革担当大臣の新設という動きがありますので、その大きな流れに沿って地方自治体が何をすればよいのかを的確に支援をしていただくことがポイントになると考えています。

○中村委員長

私の方からは特に質問はありません。

それでは、この案件については、プロポーザル方式での実施が適しているものと判断します。

【案件5】園運営システム構築業務

○中村委員長

事前に委員からの聴取事項に対して説明をいただいておりますが、補足することがあれば説明をお願いします。

○保育幼稚園室 説明

○高橋委員

今まで手作業で行っていたことをシステム化することは全く問題ないと思いますが、プロポーザルでなければならない理由と、価格だけだと難しい面があるというのがよくわからなかったので補足説明をお願いします。

○保育幼稚園室

保育現場の運用を支援するシステムは各業者で様々なパッケージのソフトがあります。多くのシステムはいくつかの機能を合わせて現場の業務を支援するものとなっています。各業者によって吹田市の運用に合う、合わないがありますし、より利便性が高いものとそうでないもの、また、既存のシステムとの連携に関して技術的な部分がありますので、業者が持っている強みでより効率的に業務改善の効果を発揮するための提案をしていただいて判断していきたいと考えています。

○梶委員

既存のパッケージシステムもあるということですが、例えば保育に関する事務と人事に関する事務それぞれに特化したようなシステムがあるならば、そちらから始めた方が職員や保護者が利用しやすいのではないのでしょうか。それであれば入札も可能だと思うのですが。

○保育幼稚園室

保育の現場ではシステムやパソコンの操作に不慣れな面があります。システムを分けると、例えばIDパスワードを複数管理すること等にも負担を感じてしまいます。人事関係の部分で業務の負担が大きく、その部分をまず解消したいのですが、人事給与に特化したシステムが保育所専用で必要かというところまでの必要はありません。一般的な保育業務の支援を行うシステムは各業者が様々なパッケージを作っていますので、1つのシステムを入れて、かつそれのできる業務改善を行うことから始めていきたいと考えています。

○保育幼稚園室

人事給与システムで管理ができないかの検討も行いましたが、保育所はシフトで回っている職場で職種も様々ですので、一般的なシステムではシフトの管理が難しい面がありました。園児の登校園管理も現在は手作業で行っていますが、こちらもシステム化した方が延長保育料などのデータが取れます。どちらも園にいる時間を管理していくシステムで、これを同じシステムパッケージの中で持っている業者を数者確認しましたので、この範囲でシステムを調達することが最適と判断しました。

○梶委員

既存のパッケージシステムがあるならばそれをそのまま使用するのではなくてアレンジが必要ということですか。プロポーザル方式とするのであれば、パッケージシステムの中から選ぶというだけではないということですね。

○保育幼稚園室

他のシステムとの連携が必要ですので、技術的な部分は提案をしていただきたいと考えています。保育の日誌や指導計画等、吹田市独自で運用している部分もありますので、パッケージのままというのではなく吹田市に合わせた形での導入を予定しています。

○中村委員長

保育所向けの基本パッケージを持った業者が複数あって、その中から吹田市の実情に合わせた形の運用ができる業者を選定したい、そのためにはプロポーザルでないと難しいということですね。

○保育幼稚園室

そのとおりです。システムの連携ももちろんですが、吹田市が認識できていない業務改善ポイントも拾い上げて業務負担を軽減したいということもあります。

○高橋委員

システムが高度になれば使いこなすことが大変になります。プロポーザル方式とすることはわかりますが、仕様を考えるにあたっては、現場の負担とならないよう保育士や保護者の方にとって使いやすいものとなるように十分配慮していただきたいと思います。

○保育幼稚園室

一気に使いこなしていくことは難しいと思いますので、機能ごとに段階を踏むなど運用段階については考えていきます。また、画面の操作性も調査した上で導入を進めていきます。

○中村委員長

それでは、この案件については、プロポーザル方式での実施が適しているものと判断します。利用者の利便性や操作性に配慮した形で実施していただきたいと思います。

【案件6】吹田市下水道管路施設 改築工事PPPに係る情報整備等支援業務

○中村委員長

事前に委員からの聴取事項に対して説明をいただいておりますが、補足することがあれば説明をお願いします。

○管路保全室 説明

○高橋委員

国土交通省からモデル都市に選定されてコンサル業者が派遣されるとのことですが、これはもう既に派遣されているのですか。

○管路保全室

派遣されています。

○高橋委員

今回のプロポーザルで選定する業者との役割分担について、派遣されたコンサルは改築工事PPPの基本的な検討を行い、プロポーザルで選定する業者は発注に向けた具体的な業務を行うという振り分けのようですが、国交省から派遣されたコンサルがどこまでのことをやってくれるのかがよくわかりません。派遣されたコンサルがやってくれる内容によっては、プロポーザルでなくて吹田市で仕様書を作成して入札をする余地があるのか、説明してください。

○管路保全室

モデル都市の中では基本的な検討ということで、報告書として仕様書が出来上がるというものではありません。あくまで概略検討となっており、工事発注まで辿り着けるような資料が出てくるものではありません。そのため、今回の業務を行わないと工事発注ができないということです。

○高橋委員

国交省派遣のコンサルから基本的な概要が示されれば、吹田市でそれを仕様に落としていくということはできないのですか。

○管路保全室

結論から言うとできません。今までにないものを発注しようということで我々としてもどのようなものを作ればいいのか全く見えていませんし、第三者機関というのも下水道管路施設の官民連携の事例が乏しいので、職員では仕様を作るのは難しいと考えています。

○高橋委員

国交省から派遣されているということは個別的な助言など、それなりの業務をされるのではないのかと思ったのですが、派遣されているコンサルは概略書を作るということが任務なのですか。

○管路保全室

モデル都市は6都市選ばれていますが、各都市によって官民連携の課題が異なりますので明確なゴールというのはありません。吹田市に関しては、建設業者とどのように吹田市下水道事業を作り上げていくか、パートナーとして考えていくかといった官民連携のあり方という部分に着目しています。吹田市で現在行っているのは、将来老朽化対策や事業量が増えた場合に受注者として担うことができるかというアンケート調査を行い、調査結果が出ましたので具体的な課題の洗い出しをしているところです。課題を洗い出した後に、具体的にどのように工事発注をすればよいかを次年度にこのような形で実施しようと考えています。

○高橋委員

課題の洗い出しまでを国交省から派遣されたコンサルが行い、それを受けた形で具体的な発注までの道筋を今回のプロポーザルでやってもらうということですか。

○管路保全室

そのとおりです。

○梶委員

モデル都市の検討結果を踏まえて官民連携の具体的なあり方が決定されるということですね。そこで検討されるのは官民連携のあり方で、具体的に下水道管路の老朽化対策をどういう方法で工事を進めるかということではないですよ。

○管路保全室

そのとおりです。

○梶委員

そうであれば、工事を進めていく体制は今後議論を進めていくということになるのであって、入札するかどうかということは直接関係ないのではないかと思ったのですが、話が十分見えていないのもう少し補足していただけますか。

○管路保全室

吹田市と民間業者と第三者機関の関係性がありますが、こういった第三者機関がいいのか、こういった形で工事を発注したらよいかが決まっていなくて、モデル都市の中で方向性を考えて、次年度のプロポーザル業務では具体的に要求水準や仕様書を煮詰める所を実施しようと考えています。

○梶委員

下水道の更新工事が大変だということはよくわかります。ただ、それをどう進めるかの検討が今回の対象となっている業務で、モデル都市でその検討が必要だということがまだ私の中でうまく整理ができていません。なぜPPPの方式を使うことが先行的に決定されていて、このようなシステムを採用する必要があるのでしょうか。民間企業としては市から工事代金が入るかもしれませんが、下水道の経営で直接お金が入ってくる話ではありませんので、例えば利用者からお金がとれるようなPPPとは性格が違うと思います。

○管路保全室

今回はPFIではなくてPPPということで、一方的にこちらがお金を支払うという形にはなりません。ただ、根本的な問題として老朽化対策に伴う事業量の増大で職員が不足してくるだろうということがあります。職員不足や職員の高齢化をカバーすることを目的としてこのようなPPPを導入して、職員を増やすことなく老朽化対策を進めることができるということが元々の目的です。

○中村委員長

新しい官民連携による発注業務を検討するということがですが、下水道の改築工事は今までだと一定の工区を決めて競争入札を行っていましたが、老朽化した下水道管を取り換えるには何十年もかかるので適切に対応するためには今までの方策ではだめで、新しい発注手法を考える必要があるということですね。

○管路保全室

そのとおりです。今までも老朽化した下水道管の改築工事は行ってきましたが、計画では今後は今の3倍ぐらいになると推定されています。事業量が3倍になりますので職員体制を整えることができ

るか、受注者としても、年度が明けて予算が確定してから発注手続きを行うと工事が始まるのは早くても7月頃となり、年度の後半に発注すると工期が遅れますので閑散期と繁忙期が出てくるという問題が生じます。工事規模が大きくなると管の種類も大きなものに変ってきますので工事金額や時期の問題から今までのように単年度で競争入札では受注者側も困ってきます。受注者、発注者双方の問題がありますのでこれを解決するために新しい手法を考えています。

○中村委員長

新しい手法というのはまだ見えていないのですか。

○管路保全室

具体的なものは見えていませんが、工事期間を複数年とすることや工事金額の規模を大きくして一括発注していくような形は考えています。また、発注者側の体制を補うような第三者機関を設けて工事監理や発注者の補助を行うことを考えています。

○梶委員

国から派遣されているコンサルと今回の業務で選定するコンサルとの関係はどう理解したらよいのですか。

○管路保全室

現在派遣されているコンサルは上下水道分野に精通したコンサルで、今回の業務も上下水道に精通した知識が必要ですので、プロポーザルに応募してきた場合は受注者となる可能性はあります。

○梶委員

そのコンサル以外にも同様の業務ができる業者はたくさんあるのですか。

○管路保全室

かなり専門的な分野ですので多くはありませんが、先導的官民連携支援業務を受注した業者は調べたところでは3者が該当して、そのうち本市の入札参加有資格者名簿に登録されているのは2者ですので、少なくとも2者はあります。ただ、プロポーザルでは先導的官民連携支援業務の実績は条件としませんので、この限りではないと考えています。

○高橋委員

今現在派遣されているコンサルがこのプロポーザルに応募する可能性があるとのことですが、その場合に公正さを保つ仕組みはあるのですか。

○管路保全室

プロポーザルを行う上で、選定委員会は企業名がわからない形で実施しますので、選定委員は提案された内容そのものを審査します。モデル都市の結果は吹田市が承諾したものとなります。その上でより良い提案をしてきて、選定委員がより良い提案であると判断するのであれば利益相反はないと考えています。

○高橋委員

形式的にはそのとおりでと思いますが、実質的には吹田市の方針をわかっている業者が潜在的に1者あるということになります。利益相反がないと言えるのですか。

○管路保全室

モデル都市の検討成果は国交省のPPPPFI検討会で公表されることになっており、吹田市の検討内容は広く公表されます。その結果をもってプロポーザルを実施するということであれば他の業者も結果を知った上で参加することができます。

○高橋委員

実際はそのコンサルと市の関わり方はそれ以上のものになります。表に出てこないレベルの市が欲しい要件が分かっているわけです。応募できないことにしなければ適正さが保てないのではないですか。

○管路保全室

入札図書を作成した業者が次の入札に参加をしてくるという事例であれば参加できないと思いますが、今回は入札図書も何もない段階の業務を発注するにあたってゼロベースで作っていくものですので、このコンサル以外が良い提案をしてくるのであればそちらが選定されるものと考えます。

○中村委員長

そのコンサルは国交省から派遣される際に、今回の業務に参加できないことを前提として選定されているのか、将来発注される今回の業務に応募することを想定して選定を受けているのかその点はどうか。内部情報を知っているという前提で今回の業務に応募することは第三者的に見れば公正性に欠ける可能性が高いと思われます。国交省からの派遣を受けても吹田市の業務に応募できるというお墨付きを国交省又は吹田市からもらっていたのであれば、それを排斥することは問題が出てきます。

○管路保全室

モデル都市事業は国交省の下水道部で、今回の業務は国交省の社会資本整備局で、元々違うメニューの補助金です。ですから、国交省がモデル都市の派遣コンサルを決めるにあたって次の事業に発展することを想定していないはず。派遣を受けたコンサルが、次の業務が出るかどうかは知り得なかったと思います。

○管路保全室

例えば、プロポーザル参加希望者は閲覧資料という形でモデル都市の報告書を閲覧できるということにすれば公平性を保つことができると考えます。

○高橋委員

もし仮に次の業務に応募できないとした時に、信義則の関係でどうなのかという問題も一つあります。ただ、今の段階ではこの業者を応募できる形にすることに関して、情報量の差がありすぎるというところが気になります。仮にそのコンサルを外した場合、複数の業者からの応募は期待できますか。

○管路保全室

下水道分野の官民連携に長けている業者がそう多くはないので多数の応募は期待できないと思います。

○管路保全室

そもそも全国的にも例が少ないことに取り組んでいます。このような業務に長けているコンサルが多くはないので、そのうちの1者を外すということは選択肢が少なくなります。

○高橋委員

国交省がプロポーザル方式にはこだわらないとしている背景が、競争入札を考えているのか随意契約の可能性を考えているのか、真意が読めません。形の上では競争しているようであってほとんど随意契約に近い形にならないかが引っ掛かります。

○事務局

プロポーザルを実施することに異論はなく、モデル事業のコンサルが入ってくることの公平性の担保について議論となっているのかと思います。この業者を入れないとするとプロポーザルが成り立た

ないので随意契約ということになるのかもしれませんが。今この状態では答えが出にくいかと思います。

○梶委員

仮にプロポーザルをしても形式的なものにしかならない気がします。

○中村委員長

プロポーザルをするのであれば国から派遣されたコンサルは参加資格がないという形で実施する。その業者が入らないとプロポーザルが成立しないということであればその業者と随意契約をするというのも1つの方法です。ただ、そうなるとその業者との馴れ合いのようなものが全面的に出てきますので、その適切さを確保することを考えなければなりません。ここでは、そのコンサルを入れるということには疑問があるという意見を付けてプロポーザルの実施は良いとするか、下水道部でプロポーザルは難しいので随意契約とする判断をされるのか、今の段階ではどちらかの結論となりそうです。第三者から見て抽象的に公平かどうか問われていて、そうでなければ賠償の問題が出てくるかもしれません。それから、国交省から派遣されたコンサルは参加資格がないとした場合、その業者が提訴してくるかもしれません。色々なことが想定されますから、そのようなことを考えたら最初からそのコンサルを排除することは行政の姿勢としては相当な判断が必要です。

○事務局

下水道部としてもじっくりと議論する時間が必要ですので、一旦置いて、書面で今日の疑問点を回答させていただいて、委員からさらに疑問点があればきちんとした形で回答させていただきます。その上で委員の皆様判断をいただくという形にさせていただきたいと思います。

○中村委員長

わかりました。それではそのような方法でよろしくをお願いします。

【案件7】英語指導助手派遣業務（令和2年度プロポーザル実施分）

【案件8】英語指導助手派遣業務（令和3年度プロポーザル実施分）

○中村委員長

事前に委員からの聴取事項に対して説明をいただいておりますが、補足することがあれば説明をお願いします。この案件はこれまでに何回も審議していますので、こちらもそのことを踏まえて質問させていただきます。

○学校教育室 説明

○高橋委員

過去10年に契約した業者が4者ありますが、それぞれの強みをどのように評価していますか。

○学校教育室

現在契約している業者は、例えば、当日の朝に欠員が出た時の対応や教職員への研修に非常に柔軟に対応していただける業者であると感じています。以前の業者は迅速な対応を実感することはできませんでした。また、英語助手が突然帰国するトラブルもあり、安定した状況ではありませんでした。ここ数年は安定してきている印象を持っています。

○高橋委員

今の答えからすると、フォローアップ体制や職員研修を仕様書に書けるのではないですか。

○学校教育室

審査項目には英語指導助手の研修やフォローアップ体制、緊急時の対応以外に英語指導助手の指導力があります。その中身は教職員や児童生徒とのコミュニケーションをどのようにとるのか、また、指導要領を理解した上でどのような授業をしていくのか、どのような進め方をしていくのかというような定量化しにくい内容です。定量化できるものもあれば定性的な判断が必要な項目もありますので総合評価入札での業者選定は難しいと考えています。

○高橋委員

今おっしゃったことは定量化しようと思えばできないわけではないと思います。生徒とどれぐらい会話をする機会を設けるかとか、色々な形で指導力を測ることができます。プロポーザルで評価する時も点数をつける時に一定、定量的な部分も含めて提案されるのではないですか。定量化しにくい項目があるのは理解しますが、できないと言い切れるかは疑問があります。今まで10年以上実施してきたのであれば、もうそろそろ仕様書に盛り込んでいくことができるのではないですか。

○学校教育室

学校現場が望んでいることは、ただ英語を話してくれればよいというのではなく、児童生徒とのコミュニケーションや接し方、教職員との協調性というところが大切です。そのような所を実際に業者から聞かせていただくことによって安心して配置することができます。年々、業者からの提案内容が変わってきている中で、少しでも新しい情報をキャッチして学校のニーズにあった配置をしたいということから、プロポーザルで実施したいと考えています。

○梶委員

私はこの件についてはプロポーザルを実施することに異存はなく、まだ試行段階ということでプロポーザルで様子を見ていくということでもよいと思います。気になるのは、複数年度にわたる令和4年度以降について、今回まとめて審議する必要があるのかということだけです。

○学校教育室

毎年プロポーザルを実施してきて、業者からも長期的に委託を受ければ契約金額が下がる傾向があると聞いています。同じ業者と契約をしているという実態もありますので、長期的な契約も手法としてあると考えています。

○学校教育室

結果としては最近と同じ業者が選定されていますが、プロポーザル自体は他の業者も参加して提案をいただいています。各者が魅力的な提案をされて、点数上かなり競った結果となっている年もあります。他の業者がよい提案をされて複数年の契約となった場合はそれはそれで納得いくことであると考えています。

○梶委員

他の業者も競っていて優劣がつけがたいということであれば、逆に長期の契約として固定化するのは勿体ないのではないですか。

○学校教育室

3年とした理由としては、他市でも3年間の契約が比較的多いということがあります。派遣法で同一事業所への労働者派遣が最長3年であることと、中学校が3年で卒業となりますので、その間継続して同一の派遣者を受けて人間関係を作りながら指導を受けることができるメリットがあります。

○梶委員

令和4年度のことについて、今判断しなければならないのですか。

○事務局

派遣の期間は令和4年度からですが、プロポーザル自体は令和3年度中に実施しますので、令和3年度予算となります。手続きとして、予算の議決までにプロポーザル実施の適否をご判断いただく必要がありますので、この案件についてはこの段階でご審議をいただくこととなります。

○高橋委員

今のタイミングでプロポーザルの適否を審議することはわかりましたが、3年間の契約とする必要性はないのですよね。

○事務局

そのとおりです。

○中村委員長

この委員会で何回も議論されていますが、長年に渡ってこの業務を実施していますので、教育委員会でノウハウが蓄積されていて、どの部分が必要でどの部分が必要ないか、十分わかっているはずで。応募してくる業者もある程度把握されています。そうであれば、一般競争入札として仕様書に具体的に記載することで目的は達成できる可能性があると思います。前回の審議ではこの案件についてプロポーザルとするにはその必要性をもう少し深めていただくという前提で承認しました。単年度であれば多少理解はできるのですが、長期となるとハードルが上がります。先ほどプロポーザルの必要性について説明がありましたが、長期に渡ってプロポーザルを実施する必要性まで説明ができていくかという疑問に感じます。前回の議論の内容を理解した上で今日来られていると思いますが、上乘せの部分が必要ではないですか。

○学校教育室

業者については毎年同じというわけではなく、昨年度は新しい業者の応募がありました。そのような状況の中で、例えば、どのように英語に親しんでもらって英語力の向上につなげるかといったLESSプランを提案していただいて、その内容について質疑をしたり、実際に資料の現物を見ながら有効性を吟味していくという過程を経て指導プランの全体を評価しています。その点でプロポーザルの必要性を強く感じているところです。

○高橋委員

業者の色々な独自性について色々な評価ができるのであれば、毎年仕様のレベルを上げていくことができた方がプロポーザルを実施する理由につながるような気がします。

○学校教育室

3年間での提案をさせていただいたところですが、我々としてはプロポーザルの実施は維持していきたいところです。年々良いものにしていくという意味では、毎年効果検証を行って翌年の仕様書に反映させていく方が適切ではないかということは確かにおっしゃるとおりだと思います。

○中村委員長

プロポーザルの必要性は具体的に説明していただきましたので、プロポーザルを実施することはよいと判断します。ただ、長期に渡ってプロポーザルを実施することについては異論があります。

○事務局

部としての判断が必要ですので、最終結論を書面で提出させていただきます。その上で委員の皆様判断をいただくという形にさせていただきたいと思います。

○中村委員長

わかりました。それでは書面でやりとりをさせていただいて最終的に判断することとしますのでよろしくをお願いします。

○中村委員長

これもちまして、令和2年度第3回入札等監視委員会を終了します。

皆様、本日はどうもありがとうございました。